

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会認定資格
「認定歯科医」2022 年度資格更新のお知らせ

日本臨床栄養代謝学会認定歯科医制度規約に基づき、本学会認定資格「認定医」の更新申請手続きを下記要領にて施行します。

記

更新該当者：2017 年（平成 29 年）の認定者

（認定年月日が 2017 年 2 月 22 日の認定証を所持されている方）

申請期間：2022 年 8 月 1 日（月）～2022 年 9 月 30 日（金）（消印有効）

- 申請書類：1. 2022 年度資格更新申請書（2022 年 8 月 1 日よりダウンロード可能）
2. 2022 年度資格更新申請者履歴書（2022 年 8 月 1 日よりダウンロード可能）
3. 学会発表、司会等については証明が可能なプログラム、抄録（写）
4. 日本臨床栄養代謝学会学術集会参加証 3 回分（第 35 回以前の参加証は原本提出）
（※1 回分のみ指定研修プログラムもしくは NST フォーラムへの参加または、JSPEN 栄養マスターコース受講証明をもって充当）
5. 認定歯科医認定証（写）
6. 申請書類受理通知用の官製ハガキ
※事務局が申請書類を受理したことを通知するためのものになりますので、
予め宛先（申請者氏名、郵送先）をご記入の上、同封してください。
7. 定型長 3 封筒（宛名に申請者氏名、郵送先を記載の上、84 円切手を貼付のこと）
※学術集会参加証（原本）をご返却いたします。

書類送付先：一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 4-4-3 喜助日本橋室町ビル 4 階

TEL：03-6263-2580 FAX：03-6263-2581

申請に当たっては、「認定歯科医の更新について」をお読みいただき、提出書類に不備・不足の無いようご確認ください。

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会にて 12 月に認定審査を行います。2023 年の定時社員総会にて承認後、認定された方に対して合格証明書を送付いたします。認定証は認定更新料（10,000 円）の納入者に対して交付されます。

以上

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
認定・資格制度委員会

認定歯科医の更新について

前記のとおり認定歯科医の更新申請を実施いたします。申請予定の方は、これらの諸事項に留意され手続きに不備不足の無いよう申請をお願いいたします。

■認定歯科医の更新申請の要件（認定歯科医制度規約第14条）

認定歯科医 5 年間で以下の 1～4 の各号をすべて満たす本学会会員の歯科医師は認定歯科医の更新申請を行うことができる。

1. 引き続いて本学会の会員であり、申請の時点で会費を完納していること。
2. 本学会学術集会あるいは支部学術集会での発表 1 回（筆頭、共同を問わない）を必須とする。
加えて当委員会が適切と認める学会、研究会での臨床栄養に関する発表（筆頭、共同を問わない）、司会、座長、コメンテーターの経験を合計 2 回以上有していること。ただし、本学会主催または共催の TNT、NST 医師教育セミナー、JCNT 教育セミナー、LLL live course、NST 専門療法士受験必須セミナー、NST 専門療法士更新必須セミナー、スキルアップセミナー（2018 年をもって終了）の各講師経験を有する場合には前記と同等の業績と判断する。
3. 本学会学術集会に 3 回以上参加していること。うち 1 回は、本会学術集会時の指定研修プログラムか NST フォーラムへの参加または、JSPEN 栄養マスターコース受講を充てることができる。
4. 定款施行細則第 4 条による休会期間は認定期間を含めない。休会中に取得した単位や資格更新申請は認めない。これに伴う更新時期は休会期間相当分延長するものとする。

付記)

当委員会が適切と認める学会、研究会とは、専門療法士認定規程に掲載された都道府県単位の認定
地方会研究会は適用外とし、本学会学術集会、支部学術集会に準じる規模の全国学術集会、地方会とする。

※申請要件の有効期間：2017 年（平成 29 年）2 月 22 日～2022 年 9 月 30 日

■書類送付に関する注意

1. 2017 年度（平成 29 年度）申請から、日本臨床栄養代謝学会学術集会参加証は原本提出となりましたが、第 36、37 回学術集会参加証はダウンロード・出力したものを認めます。また、紛失による申し出は一切受け付けません。
2. 申請期限を厳守すること。締め切りを過ぎたものについては受理いたしません。
また、提出された書類（学術集会参加証（原本）を除く）については返却いたしませんので、ご注意ください。
3. 角 2 版封筒に申請書類を入れ、「認定歯科医更新申請書類在中」と朱書きの上、簡易書留等記録が残る郵送方法で送付してください。簡易書留等の控えは書類受理通知が到着するまで各自保管すること。なお、簡易書留等によらない郵便事故については、一切救済いたしません。